

第160回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都港区港南一丁目6番41号
芝浦クリスタル品川2階
フクラシア品川クリスタル（港南）
ホールA

昨年と開催場所を変更しております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第160回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 吸収分割契約承認の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 社外取締役の報酬枠改定の件	
（提供書面）	
事業報告	32
連結計算書類	65
計算書類	68
監査報告	70

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため総会当日の情勢ならびにご自身の体調をご確認の上、ご来場の見合わせを含めご検討をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.tsk-g.co.jp>

また、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



代表取締役会長 山田 和彦



代表取締役社長 福沢 義之

当社第160回定時株主総会を6月24日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および2021年度の事業概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2022年6月

企業理念

- わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
- わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
- わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

招集ご通知

株主の皆様へ

証券コード 6332
2022年6月3日

東京都中央区晴海三丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 福 沢 義 之

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時5分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都港区港南一丁目6番41号 芝浦クリスタル品川 2階 フクラシア品川クリスタル（港南） ホールA （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） ※昨年と開催場所を変更しておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
3 目的事項	報告事項 1. 第160期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第160期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 吸収分割契約承認の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 社外取締役の報酬枠改定の件

以 上

当日ご出席されない場合の議決権行使についてのご案内

●書面(郵送)による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後5時5分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

●インターネット等による議決権行使の場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)を通じて2022年6月23日(木曜日)午後5時5分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後掲4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

機関投資家の皆様には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

その他の招集に関する事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合、代理人は当社の議決権を有する株主に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tsk-g.co.jp>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、ならびに第1号議案に記載すべき事項のうち、「月島マシンセールス株式会社の最終事業年度に係る計算書類の内容」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tsk-g.co.jp>)に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上掲の各書類となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です（毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます）。

【議決権行使ウェブサイト】

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- (2) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
また、スマートフォンにて議決権行使書に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインID・パスワードをご入力することなく、議決権行使サイトにログインいただけます。
※QRコードを用いた議決権行使は1回限り可能です。議決権を再行使される場合は、ログインIDおよび仮パスワードの入力が必要となります。詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。
- (3) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権の行使は、2022年6月23日（木曜日）午後5時5分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. パスワードの取り扱い

- (1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以上

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、会社分割の方式により持株会社体制へ移行することとし、当社の100%子会社である『月島水エンジニアリング分割準備株式会社』および『月島マシンセールス株式会社』を吸収分割承継会社として、当社の水環境事業および産業事業をそれぞれの会社に承継させるための吸収分割契約（以下、個別にまたは総称して「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に基づく各吸収分割を個別にまたは総称して「本吸収分割」といいます。）を2022年4月28日に締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割の効力発生日はいずれも2023年4月1日を予定しており、本議案および第2号議案「定款一部変更の件」の承認ならびに本吸収分割の効力が発生することを条件として、同日付けで当社は、『月島ホールディングス株式会社』に商号を変更する予定であります。

1. 吸収分割を行う理由

当社は上下水道施設の建設・運転管理を行う水環境事業と、化学、鉄鋼、食品および環境・エネルギー関連などの産業用機器・プラントを扱う産業事業を2本柱として、事業活動を展開しております。

事業環境が急速かつグローバルに変化するなか、当社グループが持続的成長を目指すために、当社は本吸収分割により、当社の事業のうち、水環境事業に関して有する権利義務を当社の100%子会社である『月島水エンジニアリング分割準備株式会社』に、産業事業に関して有する権利義務を当社の100%子会社である『月島マシンセールス株式会社』にそれぞれ承継させることで、持株会社と事業会社に分離した持株会社体制へ移行することといたしました。

持株会社となる当社においては主としてグループ戦略および経営管理を担い、事業会社となる当社子会社においては意思決定の迅速化を図ることで、グループ経営の効率化およびガバナンスの更なる高度化により、当社グループの企業価値向上を目指します。

2. 吸収分割契約の内容の概要

当社が各吸収分割承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

(1) 「吸収分割契約書（写）」（月島水エンジニアリング分割準備株式会社）

吸収分割契約書

月島機械株式会社（以下、「甲」という。）と月島水エンジニアリング分割準備株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、水環境事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号：月島機械株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

(乙) 吸収分割承継会社

商号：月島水エンジニアリング分割準備株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらに対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式98万株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 増加資本金の額 金4,900百万円
- (2) 上記以外の準備金その他の変動額は会社計算規則に従い、乙が定める。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、2022年6月24日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、2022年6月16日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「月島ホールディングス株式会社」に商号変更するものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通保有する。

2022年4月28日

甲 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 福沢 義之 ㊞

乙 東京都中央区晴海3丁目5番1号
月島水エンジニアリング分割準備株式会社
代表取締役社長 細川 展宏 ㊞

別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する甲の以下の資産（知的財産権については第4項（2）号において定める。）

(1) 流動資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、仕掛品、原材料及び貯蔵品、未収入金、短期貸付金、並びにその他流動資産

(2) 固定資産

建物及び建物附属設備、機械装置、車輛運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア、長期前払費用、並びにその他固定資産

(3) 株式及び投資有価証券

(4) 長期貸付金、長期差入保証金

2. 承継する負債

本件事業に属する甲の以下の負債

(1) 流動負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、前受金（契約負債）、並びにその他流動負債

(2) 固定負債

退職給付引当金、長期未払金、資産除去債務、並びにその他固定負債

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する甲の従業員との間で締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

(2) 知的財産権

本件事業に属する知的財産権。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以上

(2) 「吸収分割契約書（写）」（月島マシンセールス株式会社）

吸収分割契約書

月島機械株式会社（以下、「甲」という。）と月島マシンセールス株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、産業事業（室蘭工場における製造事業を含み、以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号：月島機械株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

(乙) 吸収分割承継会社

商号：月島マシンセールス株式会社

住所：東京都中央区晴海3丁目5番1号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらに対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式8,600株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 増加資本金の額 金430百万円
- (2) 上記以外の準備金その他の変動額は会社計算規則に従い、乙が定める。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、2022年6月24日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、2022年6月16日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「月島ホールディングス株式会社」に商号変更するものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通保有する。

2022年4月28日

甲	東京都中央区晴海3丁目5番1号 月島機械株式会社 代表取締役社長 福沢 義之 ㊟
乙	東京都中央区晴海3丁目5番1号 月島マシンセールス株式会社 代表取締役社長 山口 良二 ㊟

別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する甲の以下の資産（知的財産権については第4項（2）号において定める。）

(1) 流動資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、仕掛品、原材料及び貯蔵品、未収入金、並びにその他流動資産

(2) 固定資産

建物及び建物附属設備、機械装置、車輛運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア、長期前払費用、並びにその他固定資産

2. 承継する負債

本件事業に属する甲の以下の負債

(1) 流動負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、前受金（契約負債）、並びにその他流動負債

(2) 固定負債

退職給付引当金、その他固定負債

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する甲の従業員との間で締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

(2) 知的財産権

本件事業に属する知的財産権。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

各吸収分割承継会社はいずれも当社の完全子会社であることから、以下の①、②ともに、当社内で当社および各吸収分割承継会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に決定したものであり、相当であると判断しております。

①月島水エンジニアリング分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割について

ア 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、月島水エンジニアリング分割準備株式会社は普通株式98万株を新たに発行し、その全部を当社に割当交付いたします。

イ 資本金および準備金の額に関する事項

本吸収分割により、増加する月島水エンジニアリング分割準備株式会社の資本金および準備金の額は次のとおりです。

- ・資本金 : 金4,900百万円
- ・上記以外の準備金その他の変動額は会社計算規則に従い、月島水エンジニアリング分割準備株式会社が定める。

②月島マシンセールス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割について

ア 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、月島マシンセールス株式会社は普通株式8,600株を新たに発行し、その全部を当社に割当交付いたします。

イ 資本金および準備金の額に関する事項

本吸収分割により、増加する月島マシンセールス株式会社の資本金および準備金の額は次のとおりです。

- ・資本金 : 金430百万円
- ・上記以外の準備金その他の変動額は会社計算規則に従い、月島マシンセールス株式会社が定める。

(2) 各吸収分割承継会社の計算書類等の内容

①月島水エンジニアリング分割準備株式会社について

月島水エンジニアリング分割準備株式会社は、2022年4月1日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は別紙のとおりです。

②月島マシンセールス株式会社について

月島マシンセールス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tsk-g.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の株主総会参考書類には記載していません。

(3) 各吸収分割承継会社の最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

別紙 月島水エンジニアリング分割準備株式会社 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	200	負債の部合計	0
現金及び預金	200	純資産の部	
		【株主資本】	200
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		純資産の部合計	200
資産の部合計	200	負債及び純資産合計	200

1. 変更の理由

- (1) 当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、現行定款の第1条（商号）を変更するとともに、現行定款第2条（目的）について持株会社体制移行後の当社および当社子会社の事業展開を見据えた変更を行うものであります。なお、これらの変更につきましては、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本吸収分割の効力が生じることを条件として、本吸収分割の効力発生日に変更の効力が生ずる旨の附則を設けるものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、 <u>月島機械株式会社</u> と称する。英文名は、 <u>TSUKISHIMA KIKAI CO., LTD.</u> とする。	第1条 当社は、 <u>月島ホールディングス株式会社</u> と称する。英文名は、 <u>TSUKISHIMA HOLDINGS CO., LTD.</u> とする。
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配または管理することを目的とする。
同条1～15号（条文省略）	同条1～15号（現行どおり）
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>第1条 第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、2022年6月24日開催予定の定時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に基づく各吸収分割の効力が生ずることを条件として、当該各吸収分割の効力発生日である2023年4月1日に効力を生ずるものとする。</p> <p>2 本附則は、前項の効力発生日の経過をもって削除する。</p> <p>第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の指名を行うに当たっては、社外取締役を委員長とした指名報酬諮問委員会からの答申を受けた上で、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する見識、経験、能力を有する人物を指名しております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任 <small>やま だ かずひこ</small> 山田 和彦	代表取締役会長	100% (13回/13回)
2	再任 <small>ふくざわ よしゆき</small> 福沢 義之	代表取締役社長社長執行役員	100% (13回/13回)
3	再任 <small>たかとり けい た</small> 鷹取 啓太	代表取締役専務執行役員 水環境事業本部長	92% (12回/13回)
4	再任 <small>かわさき じゅん</small> 川崎 淳	代表取締役専務執行役員 国内グループ会社業績管理、グループものづくり改革、グループ企業倫理、関連会社統括室担当	100% (13回/13回)
5	新任 <small>たか の とおる</small> 高野 亨	専務執行役員 経営統括本部長 経営統括本部財務部・総務人事部・情報システム部・法務部担当 経営統括本部財務部長	—
6	再任 <small>まづか みちよし</small> 間塚 道義	<small>社外 独立</small> 社外取締役	100% (13回/13回)
7	再任 <small>かつやま のりお</small> 勝山 憲夫	<small>社外 独立</small> 社外取締役	92% (12回/13回)
8	新任 <small>ます だ のぶ や</small> 増田 暢也	<small>社外 独立</small> —	—

(注) 上記の取締役会への出席状況に記載の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。



1 やま だ かず ひこ
山田和彦
(1947年1月1日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
134,100株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年4月 当社入社
1998年4月 当社理事
2000年6月 当社取締役
2002年6月 当社常務取締役
2003年6月 当社代表取締役専務取締役
2005年6月 当社代表取締役社長社長執行役員
2020年4月 当社代表取締役会長（現任）

【取締役候補者とした理由】

2005年より代表取締役社長として、全社的業務改革を推進するとともに、環境エネルギーの分野への進展および海外ビジネスの展開を図り、当社の持続的成長の基盤を構築してまいりました。また、2020年4月より代表取締役会長に就任し、実効性のある効率的な取締役会の運営や当社グループのコーポレートガバナンス強化に、その手腕を発揮しております。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



ふく ざわ よし ゆき
福 沢 義 之

(1964年7月15日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
36,800株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1990年4月 当社入社
- 2004年7月 当社研究開発部長
- 2006年4月 当社ソリューション技術部長
- 2013年4月 当社執行役員
- 2017年4月 当社常務執行役員
当社水環境事業本部副本部長
- 2018年4月 当社開発本部長
- 2019年4月 当社産業事業本部副本部長
当社調達管理本部副本部長
- 2019年6月 当社取締役
- 2020年4月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

開発ならびにプラント計画・設計等、豊富な経験と実績を有し、当社技術部門の業務執行責任者として、取締役の職責を果たしてまいりました。また、2020年4月より代表取締役社長に就任し、当社グループの経営トップとしてその手腕を十分に発揮していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



たか とり けい た
鷹 取 啓 太

(1965年7月29日生)

再任

取締役会出席回数 12回/13回

所有する当社の株式数
35,100株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
- 2004年7月 当社環境事業部長
- 2007年6月 寒川ウォーターサービス株式会社代表取締役
- 2008年10月 当社経営企画部長
- 2009年6月 当社執行役員
- 2014年12月 尾張ウォーター&エナジー株式会社代表取締役
- 2017年4月 当社常務執行役員
当社水環境事業本部副本部長
- 2018年4月 当社水環境事業本部長（現任）
- 2018年6月 当社取締役
- 2019年4月 当社代表取締役専務執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社の水環境事業の責任者として、国内のみならず海外ビジネスにおいても積極的な拡大を推進し、同事業の発展を図ってまいりました。また、経営企画部門の責任者を歴任するなど、経営に関する豊富な経験と実績を有することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



かわ さき じゅん
川 崎 淳
(1971年7月29日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

4 所有する当社の株式数
26,400株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年4月 当社入社
- 2003年12月 当社TBR推進室長
- 2006年1月 当社秘書室長
- 2009年6月 当社社長室長
- 2010年4月 当社総務人事部長
- 2014年4月 当社経営企画部長
- 2015年4月 当社執行役員
- 2017年4月 当社常務執行役員
当社企画・管理本部副本部長
- 2019年4月 当社経営統括本部長
- 2019年6月 当社取締役
- 2020年5月 プライミクスホールディングス株式会社
代表取締役社長（現任）
プライミクス株式会社代表取締役社長（現任）
- 2021年4月 当社専務執行役員
- 2022年4月 当社代表取締役専務執行役員（現任）

【担当】

国内グループ会社業績管理、グループものづくり改革、グループ企業倫理、関連会社統括室担当

【取締役候補者とした理由】

業務改革ならびに人事、経営企画等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有し、当社の管理部門全体の責任者として経営品質の向上に努めてまいりました。また、M&Aや不動産開発を推進するなど、当社グループの成長戦略の推進者であり、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



たかの とおる
高野 亨
(1966年11月17日生)

新任

所有する当社の株式数
18,600株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

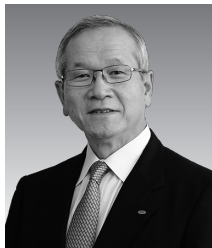
- 1990年4月 千代田化工建設株式会社入社
- 2001年7月 当社入社
- 2004年7月 当社経営企画部長
- 2007年12月 当社社長室長
- 2008年10月 当社財務部長
- 2010年4月 当社執行役員
- 2017年4月 当社常務執行役員
当社企画・管理本部副本部長
- 2021年4月 当社専務執行役員（現任）
当社経営統括本部長（現任）
- 2022年4月 当社経営統括本部財務部長（現任）

【担当】

経営統括本部財務部・総務人事部・情報システム部・法務部担当

【取締役候補者とした理由】

経営企画ならびに財務、総務人事等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有し、当社の管理部門全般の責任者として適任であると判断したため、取締役としての選任をお願いするものがあります。



ま づか みち よし
間 塚 道 義

(1943年10月17日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
3,500株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1968年 4月 富士通ファコム株式会社入社
- 1971年 4月 富士通株式会社転社
- 2001年 6月 同社取締役兼東日本営業本部長
- 2005年 6月 同社取締役専務
- 2006年 6月 同社代表取締役副社長
- 2008年 6月 同社代表取締役会長
- 2009年 9月 同社代表取締役会長兼社長
- 2010年 4月 同社代表取締役会長
- 2012年 6月 同社取締役会長
- 2014年 6月 同社取締役相談役
- 2015年 6月 日本コンクリート工業株式会社社外取締役（現任）
- 2016年 6月 富士通株式会社相談役
株式会社アマダホールディングス（現株式会社アマダ）
社外取締役（現任）
- 2018年 4月 富士通株式会社シニアアドバイザー
- 2018年 6月 当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいております。今後も企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



かつ やま のり お
勝 山 憲 夫

(1949年5月3日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 12回/13回

所有する当社の株式数
2,100株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社
- 2005年6月 同社取締役
- 2006年6月 同社執行役員
- 2009年4月 同社常務執行役員
- 2011年4月 同社副社長執行役員
- 2011年6月 同社代表取締役副社長
- 2013年6月 新日鉄住金化学株式会社（現日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）代表取締役社長
- 2016年6月 同社取締役相談役
- 2017年6月 同社相談役
- 2020年6月 当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいております。今後も企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



ます だ のぶ や
増 田 暢 也
(1947年10月30日生)

新任

社外取締役候補者

所有する当社の株式数

一株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 東京地方検察庁検事
2001年11月 最高検察庁検事
2002年8月 法務省入国管理局長
2004年9月 最高検察庁公判部長
2006年8月 千葉地方検察庁検事正
2008年7月 横浜地方検察庁検事正
2009年1月 仙台高等検察庁検事長
2012年3月 中央更生保護審査会委員
2018年10月 増田法律事務所 代表（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

長年検察官を務められており、高度の法律知識、組織運営全般に関する見識に基づき、当社の経営の透明性、客観性を高める適切な助言をいただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 間塚道義、勝山憲夫および増田暢也の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 間塚道義および勝山憲夫の両氏の在任期間は本総会終結の時をもって、間塚道義氏は4年、勝山憲夫氏は2年となります。
4. 間塚道義、勝山憲夫および増田暢也の3氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。当社は、間塚道義および勝山憲夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、増田暢也氏が取締役に就任した場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、間塚道義および勝山憲夫の両氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しております。上記の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、増田暢也氏が取締役に就任した場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

【第3号議案が承認されたのちの経営体制(予定)】

氏名	専門性を発揮できる領域および経験							社外 独立性	指名報酬 諮問 委員会
	企業 経営	製造/ 技術/ 研究開発	財務 会計	人事 労務	法務	営業	情報 システム		
山田 和彦	●		●	●			●		●
福沢 義之	●	●							
鷹取 啓太	●					●			
取締役	川崎 淳	●	●	●			●		
	高野 亨	●		●	●				
	間塚 道義	●					●	●	●
勝山 憲夫	●	●						●	●
増田 暢也					●			●	
牧 虎彦	●				●				
監査役	吉加 訓	●	●					●	
	尾内 正道			●				●	●
	塚野 英博	●		●				●	

【独立社外役員の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員の独立性判断基準を次のとおり定めます。

1. 当社および当社グループ会社の業務執行者でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者でないこと。
3. 当社が主要株主である会社の重要な業務執行者でないこと。
4. 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の受取額が、当社の単体総売上高の2%超となる取引先。金融機関の場合は直近事業年度における当社の借入額が、当社の単体総資産の2%超となる取引先）またはその業務執行者でないこと。
5. 当社を主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の支払額が、当該取引先の単体総売上高の2%超となる取引先）とする者またはその業務執行者でないこと。
6. 当社から多額（直近事業年度において、個人は1千万円以上の金額、法人・団体は当該法人・団体の単体売上高の2%超の金額）の報酬または寄付を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家、研究・教育専門家または当該法人・団体に所属する者でないこと。
7. 当社および当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）でないこと。
8. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

当社の取締役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第149回定時株主総会において年額4億4,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、当該報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第157回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を付与対象者として、株式報酬の額を年額8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、株式数の上限を年93,000株以内とご承認いただいております。

このたび、社外取締役に求める役割等、諸事情を考慮し、社外取締役分の金銭報酬枠を年額3,000万円以内から年額7,000万円以内に改定したいと存じます。なお、取締役の金銭報酬額（社外取締役の報酬額も含む。）は現行どおり4億4,000万円以内とし、社外取締役を除く取締役を付与対象者とする株式報酬の額ならびに株式数の上限も、現行から変更しないものとしたします。

本議案は、社外取締役に對して付与する金銭報酬枠のみを改定する議案であり、社外取締役に求める役割や経営環境および他社動向等を勘案しつつ、指名報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定しており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（概要は後掲50頁「4 会社役員に関する事項」の6.（1）に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。）に沿うものであることから、必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社を取り巻く市場環境は、国内においては米中貿易摩擦やウクライナ情勢などの地政学的リスクの影響があり、回復の兆しがみられるものの依然として先行きが不透明な状況が続いておりました。同様に、海外においても原材料価格や為替等の変動など、経済活動への影響に留意する必要がありました。

このような環境の下で当社グループは、2019年度を初年度とする3カ年の中期経営計画の最終年度として、「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」を基本方針として事業活動を展開してまいりました。なお、2022年3月末に公表したとおり、当社は2023年4月に持株会社体制へ移行する予定であり、持株会社体制を踏まえた経営計画、事業・投資戦略や計数目標を策定するための時間が必要と判断し、現中期経営計画を1年間延長しております。

水環境事業においては、上下水道設備の増設・更新需要の取り込みや、設備の維持管理業務、補修工事等の営業活動を展開してまいりました。また、省エネルギー技術の営業活動を推進するとともに、水インフラを安定的に維持・運営していくために設備の建設と長期の維持管理業務が一体となったPFI (*1)、DBO事業 (*2) や、包括O&M業務 (*3)、FIT (*4) を活用した発電関連分野への営業展開を進めてまいりました。これらの取り組みにより、受注高は後述のとおり過去最高となりました。

* 1 : PFI (Private Finance Initiative)

施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み

* 2 : DBO (Design Build Operate) 事業

事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う方式

* 3 : 包括O&M業務

設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事や薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務

* 4 : FIT (Feed-in Tariff)

再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度 (固定価格買取制度)

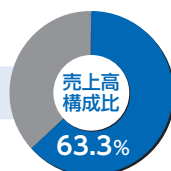
一方、産業事業においては、プラント・単体機器および廃液、固形廃棄物処理などの環境関連設備の営業活動を展開してまいりました。また、今後成長が見込まれる二次電池製造関連設備の営業活動を推進してまいりました。

また、市川工場閉鎖後の跡地において三井不動産株式会社と共同で物流施設を開発しており、2022年3月末に竣工いたしました。本開発に伴い、当社は土地を信託受益権化しその権利の一部を売却したことから53億円を固定資産売却益として特別利益に計上しております。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

受注高は1,186億12百万円（前期比24.8%増）、売上高は930億77百万円（前期比2.8%増）となりました。また、損益面につきましては、営業利益は56億92百万円（前期比0.5%増）、経常利益は65億2百万円（前期比6.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は上述のとおり固定資産売却益を計上したことで過去最高の81億73百万円（前期比753.1%増）となりました。

当連結会計年度における事業部門別の業績は、次のとおりであります。



水環境事業

水環境事業においては、国内の水インフラ関連投資は比較的堅調に推移しておりました。また、複数年および包括O&M業務や設備建設と長期の維持管理業務を一体化したPFI、DBO事業等の発注は増加する傾向にありました。

このような状況の下で当社グループは、国内の上下水道用汚泥処理設備の増設・更新需要を取り込むために、下水処理場向け汚泥脱水、乾燥、焼却設備、浄水場向け排水処理設備などの汚泥処理設備の営業活動を推進してまいりました。また、O&M業務においても補修工事および包括O&M業務の営業活動を展開してまいりました。その結果、汚泥処理設備では、次世代型汚泥焼却システム、浄水場向け汚泥脱水設備などの受注を果たしました。また、メンテナンスなどのアフターサービス事業をより一層強化するために、包括O&M業務や補修工事の営業活動を展開することで、受注高の確保を推進してまいりました。

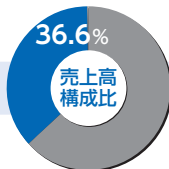
その結果、当連結会計年度における水環境事業の受注高は、過去最高の767億円（前期比32.7%増）、売上高は589億50百万円（前期比15.7%増）、営業利益は36億8百万円（前期比7.4%減）となりました。

●受注の主なもの

- ・東京都向け東部汚泥処理プラント汚泥焼却設備再構築工事
- ・橋本市向け橋本市浄水場1系水処理設備外更新・水道施設維持管理事業
- ・横浜市向け南部汚泥資源化センター包括的管理委託

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・横須賀市向け下町浄化センター汚泥焼却炉設備更新工事
- ・神戸市向け千苅浄水場 排水処理施設整備事業
- ・千葉市向け南部浄化センター等包括的維持管理業務委託



産業事業

産業事業においては、国内では米中貿易摩擦やウクライナ情勢などの地政学的リスクの影響があり、回復の兆しがみられるものの依然として先行きが不透明な状況が続いておりました。同様に、海外では地政学的リスクによる原材料価格や為替等の変動など、経済活動への影響に留意する必要がありました。

このような状況の下で当社グループは、化学、鉄鋼、食品分野における設備投資需要や更新需要を取り込むために、国内外における各種プラント設備および乾燥機、分離機、ろ過機、ガスホルダ、攪拌機等の単体機器の営業活動を展開してまいりました。また、環境・エネルギー関連においては、国内外向けに廃液燃焼システム、固形廃棄物焼却設備、排ガス処理設備および二次電池製造関連設備の営業活動を展開してまいりました。

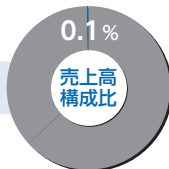
その結果、当連結会計年度における産業事業の受注高は418億35百万円（前期比12.6%増）、売上高は340億50百万円（前期比13.9%減）、営業利益は20億54百万円（前期比17.4%増）となりました。

●受注の主なもの

- ・国内廃棄物処理会社向け焼却設備
- ・海外向け電池製造関連設備
- ・海外化学会社向けろ過設備

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・国内製鉄会社向けガスホルダ設備
- ・海外向け電池製造関連設備
- ・アジア化学会社向けプラント用機器



その他

その他においては、当連結会計年度における受注高は75百万円（前期比0.2%増）、売上高は75百万円（前期比0.2%増）、営業利益は29百万円（前期比84.6%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は149億21百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(当社)

市川塩浜物流施設 11,553百万円

(サンエコサーマル株式会社)

一般廃棄物・産業廃棄物中間処理設備 1,297百万円

3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、金融機関より短期借入金として60億円の調達を行い、運転資金に充当しました。

なお、当社グループの資金調達の詳細につきましては後掲44頁の10.に記載の「主要な借入先」をご参照ください。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2018年度 第157期	2019年度 第158期	2020年度 第159期	2021年度 (当連結会計年度) 第160期	前期比 増減率
受注高	107,632	81,497	95,042	118,612	24.8%増
売上高	97,768	100,333	90,553	93,077	2.8%増
営業利益	7,796	8,051	5,662	5,692	0.5%増
経常利益	8,136	8,459	6,124	6,502	6.2%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,996	5,696	958	8,173	753.1%増
1株当たり当期純利益(円)	112.53	130.28	22.04	186.42	745.9%増
総資産	131,991	128,340	144,116	153,574	6.6%増
純資産	68,425	67,356	71,784	80,949	12.8%増
1株当たり純資産額(円)	1,513.45	1,526.25	1,615.05	1,805.90	11.8%増

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
 3. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において信託銀行に設定した「月島機械従業員持株会信託」が所有する当社株式を含めております。

5. 対処すべき課題

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理、二次電池製造関連設備等の環境・エネルギー関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業領域と捉えております。当社グループは両事業における持続的な成長を目指すために、「経営基盤の強化」と「成長戦略の推進」を基本方針とした中期経営計画に取り組んでまいりました。なお、当社は2023年4月に持株会社体制へ移行する予定であり、経営計画、事業・投資戦略や計数目標を策定するための時間が必要と判断し、現中期経営計画を1年間延長しております。引き続き、中期経営計画を推進し、基礎収益力を向上させビジネスモデルおよび収益構造を転換することで、計画達成に取り組んでまいります。

2023年3月期の数値目標については、連結売上高1,000億円、連結営業利益50億円、連結経常利益55億円、親会社株主に帰属する当期純利益38億円を目指してまいります。

当社グループの事業環境に関する今後の景況感につきましては、米中貿易摩擦の激化やウクライナ情勢などの地政学的リスクの影響による世界的な景気後退に留意する必要があります。国内の上下水道分野においては、水インフラ関連の投資は引き続き堅調に推移していくものと推測されますが、民間の設備投資においては、地政学的リスクによる原材料価格の高騰、為替等の変動や半導体の供給不足など、世界経済の見通しに対する不透明感から設備投資の抑制が懸念されます。

(1) 経営基盤の強化

当社グループは、基礎収益力を向上させ、経営基盤を強化してまいります。個別プロジェクト管理の徹底、工事原価削減により採算性を向上させ、収益基盤の強化を図ってまいります。

当社では、製造機能を市川市から室蘭市に移設し、2019年4月より室蘭工場が稼働しております。今後も株式会社日本製鋼所との協業により生産性を向上させ、製品の競争力を強化してまいります。市川工場閉鎖後の跡地においては三井不動産株式会社と共同で物流施設を開発し、2022年3月末に竣工いたしました。

当社グループは、グループ各社とのシナジー創出が重要と考えており、グループ各社との連携を強化するため、営業活動やリソースの相互活用を進め、グループ一体となった効率的な運営を目指してまいります。グループとしてのガバナンス体制、コンプライアンス体制を強化するとともに、人材育成および働き方改革を推進し、事業展開を支える基盤を強化してまいります。

グループ戦略および経営管理の強化を図り、事業子会社の業務執行に関する権限移譲により意思決定の迅速化を進め、事業の拡大とグループ経営の効率化を図るため、持株会社体制に移行することを決定しました。2023年4月の移行に向けて手続きを進めており、当社グループの企業価値向上に努めてまいります。

新しい働き方については、新型コロナウイルス感染拡大防止を機に在宅勤務・時差出勤を制度化しました。本社ビルにおけるフリーアドレス制の導入ならびに余裕が生まれた執務スペースに連結子会社の一部を移転・集約し、当社グループ内の業務・経営資源の効率化ならびに従業員同士のコミュニケーション促進を図っております。さらに、育児休業制度における時短勤務の適用範囲の拡大や、年次有給休暇の時間単位での取得などの制度改定を行い、在宅勤務手当の支給を開始するなど、柔軟な働き方の拡充に取り組んでまいります。

(2) 成長戦略の推進

当社グループは、エネルギーおよび環境の事業領域を拡大してまいります。水環境事業においては、省エネルギー技術の営業活動を推進するとともに、カーボンニュートラルな下水汚泥からエネルギーを創出する創エネルギー焼却システムを開発し、営業活動を推進してまいります。産業事業においては、廃液、固形廃棄物処理設備や、今後成長が見込まれる二次電池製造関連設備などの環境・エネルギー関連事業を推進するための営業活動を強化してまいります。これらの取り組みにより、気候変動問題などグローバルな環境問題の解決に貢献し気候変動問題に対応してまいります。

今後成長が期待される海外事業は、水環境事業においては経済成長に伴い水インフラのニーズが高まっているアジア向けに上下水道向け機器およびプラントの営業活動を推進してまいります。産業事業においては、海外拠点との連携により、アジアおよび欧州等での各種産業機器およびプラントの営業活動を推進してまいります。

また、両事業ともに、メンテナンス、補修工事などのアフターサービス事業をより一層強化することで、ビジネスモデルおよび収益構造を転換してまいります。当社グループのノウハウにAI/IoT技術を組み合わせ、運転の最適化を図ってまいります。また、水環境事業においては、老朽化が進む水インフラを安定的に維持・運営していくために、包括O&M業務やPFI/DBO事業などのライフサイクルビジネスの営業活動を展開してまいります。

上述の「経営基盤の強化」と「成長戦略の推進」という基本方針を実現するために、中期経営計画期間においては、研究開発投資、M&A投資、基幹システム更新などの機動的な戦略投資に取り組んでおります。

かかる方針のもと、戦略投資の一環として、当社は、市川工場閉鎖後の跡地において三井不動産株式会社と共同で物流施設を開発しており、2022年3月末に竣工しました。現在、内装工事を行っており2022年夏頃に操業を開始する予定です。また、産業・一般廃棄物の中間処理を行うサンエコサーマル株式会社においては、老朽化した一般廃棄物処理設備の更新工事が2020年9月末に竣工しており、引き続き産業廃棄物処理設備の更新に取り組み、処理効率の向上および高効率熱回収設備導入による発電量増加により、収益力を強化してまいります。

以上の取り組みにより、企業価値の向上に努めてまいります。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島テクノメンテサービス株式会社	180百万円	100.0%	上下水道処理設備の運転・保守管理および補修工事、工業製品の販売、環境設備に関連する機器・備品の販売
サンエコサーマル株式会社	91百万円	100.0%	一般廃棄物、産業廃棄物の中間処理（焼却）
月島環境エンジニアリング株式会社	455百万円	100.0%	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装置、機器の設計、製造、修理、販売
寒川ウォーターサービス株式会社	50百万円	※55.0%	寒川浄水場排水処理施設における、排水処理施設および濃縮施設の維持・管理、浄水発生土に関する再生利用
月島マシンセールス株式会社	20百万円	100.0%	機械装置および機器類の設計、製造、修理、販売、各種装置・設備の据付配管等の工事
月島ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	大型図面・各種書類等の印刷・製本、事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸
テーエスケーエンジニアリング(タイランド)CO., LTD.	20,000千バーツ	49.0%	化学・樹脂・食品工業等におけるプラント建設工事の設計、調達、製作・据付、メンテナンス
月島環保機械(北京)有限公司	15,995千人民元	100.0%	各種機械設備の販売、調達(輸出入)、設計、据付、試運転、部品販売を含むメンテナンス、技術サービス
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	酸回収装置等の化学機械装置の設計、製造、施工
BOKELA有限会社	200千ユーロ	100.0%	各種ろ過機の設計、製造、修理、販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
尾張ウォーター&エナジー株式会社	50百万円	※60.0%	犬山浄水場はじめ2浄水場の排水処理および常用発電等施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
三進工業株式会社	50百万円	※100.0%	圧力容器、塔・槽類、熱交換器、鉄骨および一般製缶物の製作、清掃施設工事、機械器具設置工事等
プライミクス株式会社	80百万円	※100.0%	攪拌機、乳化機、分散機、混練機的设计・製造・販売等
株式会社バイオコール京都鳥羽	20百万円	※100.0%	鳥羽水環境保全センターにおける、下水污泥固形燃料化施設の運営・維持管理、下水污泥固形燃料の有効利用

- (注) 1. ※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。
2. テーエスケーエンジニアリング(タイランド)CO., LTD.については、当社による議決権比率は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため、子会社としております。
3. 当連結会計年度より、重要性が増した株式会社バイオコール京都鳥羽を連結の範囲に含めております。

(3) 重要な契約の状況

当社は、2023年4月からの持株会社体制に向けて、2022年4月28日付で月島水エンジニアリング分割準備株式会社および月島マシンセールス株式会社との間で吸収分割契約を締結しております。なお、各吸収分割契約のご承認につきましては、本総会において第1号議案として上程させていただきます。

また、2021年12月3日付でJFEエンジニアリング株式会社との水エンジニアリング事業の統合に向けた協議を開始し、同日付で事業統合に関する基本合意書を締結しております。

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社29社および関連会社11社で構成され、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理、二次電池製造関連設備等の環境・エネルギー関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としておりますが、その主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
水環境事業	<ol style="list-style-type: none"> 1) 浄水場・下水処理場等プラントの設計・建設 2) 上記プラントに使用される脱水機、乾燥機、焼却炉等各種単体機器の設計・製造・販売 3) 浄水場・下水処理場におけるPFI、DBOなどのPPP事業、下水処理場における消化ガス発電事業 4) 浄水場・下水処理場設備の運転・維持管理・補修およびこれらに付随する業務 5) 一般・産業廃棄物処理事業
産業事業	<ol style="list-style-type: none"> 1) 化学、鉄鋼、食品および廃液・固形廃棄物処理、二次電池製造関連設備等のプラントの設計・建設・補修工事 2) 上記プラントに使用される晶析装置、ろ過機、遠心分離機、乾燥機、ガスホルダ、酸回収装置、攪拌機等の各種単体機器の設計・製造・販売
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1) 大型図面・各種書類等の印刷・製本 2) 事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸

8. 主要な事業所および工場 (2022年3月31日現在)

会社名	拠 点	所在地
月島機械株式会社	本社	東京都中央区晴海三丁目5番1号
	支社	東京都中央区、大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、広島市、福岡市、浦添市
	工場	北海道室蘭市
	R & Dセンター	千葉県八千代市
	駐在員事務所	ハノイ (ベトナム)、ジャカルタ (インドネシア)、ムンバイ (インド)、カールスルーエ (ドイツ)
月島テクノメンテサービス株式会社	本社	東京都江東区
	支社	東京都江東区、大阪市中央区
	支店・営業所	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、福岡市
	工場	秋田県大館市
サンエコサーマル株式会社	本社	栃木県鹿沼市
月島環境エンジニアリング株式会社	本社	東京都中央区
寒川ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県高座郡寒川町
月島マシンセールス株式会社	本社	東京都中央区
月島ビジネスサポート株式会社	本社	東京都中央区
テーエスケーエンジニアリング (タイランド)CO., LTD.	本社	バンコク (タイ)
月島環保機械(北京)有限公司	本社	北京 (中華人民共和国)
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	本社	大阪市北区
BOKELA有限会社	本社	カールスルーエ (ドイツ)
尾張ウォーター&エナジー株式会社	本社	愛知県名古屋市
三進工業株式会社	本社	神奈川県川崎市
プライミクス株式会社	本社	兵庫県淡路市
株式会社バイオコール京都鳥羽	本社	京都府京都市

9. 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減数
水環境事業	1,888名	43名増
産業事業	806名	38名減
その他	8名	1名増
全社（共通）	63名	2名減
合 計	2,765名	4名増

(注) 使用人数は、就業人員であります。

(2) 当社の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
605名	35名減	44.0歳	14.7年

(注) 使用人数は、就業人員であります。

10. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	9,208百万円
株式会社三井住友銀行	4,165百万円
株式会社埼玉りそな銀行	2,888百万円

(注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
2. 当社グループの借入金は、主に買収資金、運転資金および設備資金としての借入金とPFI事業のためのプロジェクトファイナンスでの借入金であります。

11. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 180,000,000株
2. 発行済株式の総数 45,625,800株
3. 株主数 5,158名
4. 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,782	10.86
株式会社日本製鋼所	2,476	5.62
大同生命保険株式会社	2,115	4.80
太陽生命保険株式会社	1,885	4.28
東京センチュリー株式会社	1,757	3.99
月島機械従業員持株会	1,411	3.20
月島機械取引先持株会	1,382	3.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,382	3.13
株式会社三菱UFJ銀行	1,344	3.05
GOVERNMENT OF NORWAY	1,016	2.30

(注) 持株比率は自己株式 1,604,028株を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、後掲6.(1)に記載の「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分」のとおりであり、また、会社役員への交付状況は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	45,651株	5名

6. その他株式に関する重要な事項

(1) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2021年7月21日に処分いたしました。

- | | | | |
|------------------|---|---------|---------|
| ① 処分期日： | 2021年7月21日 | | |
| ② 処分する株式の種類および数： | 当社普通株式 | 81,035株 | |
| ③ 処分価格： | 1株につき | 1,185円 | |
| ④ 処分総額： | 96百万円 | | |
| ⑤ 処分先およびその人数 | 当社の取締役（社外取締役を除く） | 5名 | 45,651株 |
| ならびに処分株式の数： | 当社の執行役員 | 11名 | 19,694株 |
| | 当社子会社の取締役の一部 | 18名 | 15,690株 |
| ⑥ 譲渡制限期間： | 2021年7月21日～2051年7月20日 | | |
| ⑦ その他： | その他譲渡制限付株式報酬の内容は、後掲53頁「4会社役員に関する事項」の6.(6)に記載の「非金銭報酬等に関する事項」をご参照下さい。 | | |

(2) 信託型従業員持株インセンティブ・プランの終了

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生への拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本インセンティブ・プラン」といいます。）を2019年8月2日に再導入いたしました。

本インセンティブ・プランは、当社が信託銀行に「月島機械従業員持株会信託」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、設定後3年間にわたり「月島機械従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却するものであり、E-Ship信託は当社株式を取得するため、当社保証による銀行借入を行ってまいりました。

2022年3月25日にE-Ship信託が所有する当社株式の売却が完了し、本インセンティブ・プランは終了となりました。そのため、当事業年度末にE-Ship信託が所有する当社株式はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田和彦	
代表取締役社長 (社長執行役員)	福沢義之	
代表取締役 (専務執行役員)	鷹取啓太	水環境事業本部長
取締役 (専務執行役員)	川崎淳	国内グループ会社業績管理、グループものづくり改革、グループ企業倫理、 関連会社統括室担当 プライミクスホールディングス株式会社代表取締役社長 プライミクス株式会社代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	藤田直哉	産業事業本部長 海外統括、海外グループ会社業績管理、産業事業本部事業統括部・営業部 担当 月島環境エンジニアリング株式会社代表取締役会長
取締役	小田木毅	弁護士 (小田木法律事務所代表) 東京製綱株式会社社外監査役
取締役	間塚道義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役 株式会社アマダ社外取締役
取締役	勝山憲夫	
常勤監査役	牧虎彦	
常勤監査役	吉加訓	
監査役	尾内正道	公認会計士 (尾内公認会計士事務所代表)、税理士 日東紡績株式会社社外取締役
監査役	塚野英博	日本電信電話株式会社IOWN総合イノベーションセンタ長 電気興業株式会社社外取締役 共立ホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役小田木毅、間塚道義および勝山憲夫の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役吉加訓、尾内正道および塚野英博の3氏は社外監査役であります。
3. 監査役吉加訓氏は新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）の堺製鐵所総務部経理・業務室長を務め、また、監査役塚野英博氏は富士通株式会社の代表取締役副社長CFOを歴任するなど、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役尾内正道氏は公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、高度な専門知識を有するものであります。
4. 社外取締役および社外監査役の全員は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 責任限定契約の内容と概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

(2) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

2021年6月24日開催の第159回定時株主総会において、尾内正道、塚野英博の両氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

5. 当事業年度後の代表取締役の異動ならびに取締役の地位・担当の異動（2022年4月1日付）

氏名	異動後	異動前
川崎 淳	代表取締役専務執行役員 国内グループ会社業績管理、 グループものづくり改革、 グループ企業倫理、 関連会社統括室担当 プライミクスホールディングス 株式会社 代表取締役社長 プライミクス株式会社 代表取締役社長	取締役専務執行役員 国内グループ会社業績管理、 グループものづくり改革、 グループ企業倫理、 関連会社統括室担当 プライミクスホールディングス 株式会社 代表取締役社長 プライミクス株式会社 代表取締役社長
藤田 直哉	取締役常務執行役員 産業事業本部長 海外統括、海外グループ会社業績 管理、産業事業本部事業統括部・ 営業部・プラント計画部・プラント 設計部担当 月島環境エンジニアリング株式会社 代表取締役社長社長執行役員	取締役常務執行役員 産業事業本部長 海外統括、海外グループ会社業績 管理、産業事業本部事業統括部・ 営業部担当 月島環境エンジニアリング株式会社 代表取締役会長

6. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）について、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会において原案を審議した上で取締役会の決議により定めております。

その概要としましては、当社の取締役の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、業績の向上および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位・職責および業績への貢献度合いに応じた適正な水準とすることを基本方針として、社外取締役を除く取締役の報酬については、役位に応じた固定報酬および譲渡制限付株式報酬のほか、中期経営計画を目標とした業績およびその達成度合いを勘案して決定される業績連動報酬から構成されるものとし、監督機能を担う社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみとするものであります。

取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を踏まえて設定しており、固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の構成比率は、中期経営計画の連結営業利益目標値を達成する場合には、概ね50：35：15となります。

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定いたしますが、後掲51頁（3）に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項」のとおり、業績連動報酬のうち、前事業年度の実績に対する個人別の業績貢献度合い等の評価に関しては、取締役会より委任を受けた代表取締役会長が、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、指名報酬諮問委員会の審議を受けて決定いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としてもその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役は、独立性の観点から固定報酬のみとし、各監査役の職務内容に応じて、監査役の協議により決定しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第149回定時株主総会において年額4億4,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第157回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を付与対象者として、株式報酬の額を年額8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、株式数の上限を年93,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第147回定時株主総会において年額6,300万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の報酬等につきまして、当社においては、決定方針に基づき、業績連動報酬のうち、前事業年度の実績に対する個人別の業績貢献度合い等の評価に関して、取締役会より委任を受けた代表取締役会長山田和彦が決定しております。なお、代表取締役会長に委任された当該権限の範囲は、当事業年度の連結営業利益の計画値を基準に前事業年度の計画達成度合いを勘案して算出された業績連動報酬の額に対して相応の範囲としております。

かかる権限を委任した理由は、当社の経営全般を俯瞰できる立場にある代表取締役会長が、個人別の業績目標の達成状況や各施策の実行状況等について最も適切に評価できるものと判断しているためであります。

当社においては、上記の権限が適切に行使されるよう、代表取締役会長は、個人別の業績貢献度合い等の評価を決定するにあたり、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、指名報酬諮問委員会の審議を受けなければならないものとしております。

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		基本報酬		株式報酬	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役	346	192	99	53	8
(うち、社外取締役)	(29)	(29)	(-)	(-)	(3)
監査役	51	51	-	-	4
(うち、社外監査役)	(34)	(34)	(-)	(-)	(3)
合 計	397 (63)	244 (63)	99 (-)	53 (-)	12 (6)

(5) 業績連動報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬は、中期経営計画を目標とした業績およびその達成度合いを勘案して決定されます。具体的には、当該年度の連結営業利益の計画値を基準としつつ、前事業年度の計画達成度合いを勘案して算出された額に対し、業績貢献度合いを勘案した上で、月例報酬として支給しております。

目標となる業績指標には連結営業利益を採用しております。その理由は、連結営業利益が当社グループ全体の本業の利益水準を示すものであり、総合的に企業価値向上への貢献度合いを評価できるものとして中期経営計画の基本となる指標であるためです。

当事業年度を含む連結営業利益の推移は、前掲36頁「**1**企業集団の現況に関する事項」の4.に記載の「財産および損益の状況の推移」をご参照ください。

(6) 非金銭報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く当社取締役に対して非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を支給しております。

譲渡制限付株式は、毎年、定時株主総会閉会后一定の時期に、役位に応じて支給される金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払込まれることにより支給されます。譲渡制限期間は、3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とし、譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他正当な理由がある場合を除き、当社は割り当てた株式を無償で取得します。なお、退任につき上記の正当な理由がある場合は、譲渡制限を解除する株式の数および解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、当該譲渡制限の解除の直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない株式については、当社が無償で取得します。

当該株式報酬の交付状況は、前掲46頁「[2](#)会社の株式に関する事項」の5.に記載の「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」をご参照ください。

7. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況および他の兼職先との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	小田木 毅	弁護士（小田木法律事務所代表） 東京製綱株式会社社外監査役
	間塚 道義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役 株式会社アマダ社外取締役
監査役	尾内 正道	公認会計士（尾内公認会計士事務所代表）、税理士 日東紡績株式会社社外取締役
	塚野 英博	日本電信電話株式会社IOWN総合イノベーションセンタ長 電気興業株式会社社外取締役 共立ホールディングス株式会社社外取締役

(注) 当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小田木 毅	社外取締役である同氏には、企業法務における高度な専門知識と豊富な知見に基づく適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、弁護士としての企業法務に関する高度な専門知識をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	間 塚 道 義	社外取締役である同氏には、企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べるとともに、同委員会を指揮・運営しております。
社外取締役	勝 山 憲 夫	社外取締役である同氏には、企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外監査役	吉 加 訓	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会11回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見ならびに財務および会計に関する専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。
社外監査役	尾 内 正 道	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会11回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、公認会計士および税理士として専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べております。
社外監査役	塚 野 英 博	2021年6月24日の就任後に開催された取締役会9回および監査役会8回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見ならびに財務および会計に関する専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったもののみならず書面決議が1回ありました。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

井上監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

33百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額は合計金額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

当社は、当社および子会社の内部統制システムの整備に関する基本方針を会社法の規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、2021年4月30日の取締役会において、次のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

月島機械は、当社および子会社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、当社および子会社において「企業理念」を定める。また当社は「月島機械グループ企業行動指針－私たちの5つの約束」および「月島機械グループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守する。

〔当社企業理念〕

1. わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
1. わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
1. わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

〔月島機械グループ企業行動指針－私たちの5つの約束〕

1. 健全で誠実な企業グループであり続けます
2. 法令を遵守し倫理にもとづき行動します
3. 技術・サービスで地球環境をまもり社会に貢献します
4. 人権を尊重します
5. 安全で働きがいのある職場環境をつくります

- (2) 当社は、当社の「取締役会」が、取締役の職務執行についてすべてを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行を行うために、職務の執行にあたる取締役は執行役員等を兼務することとし、一方において社外取締役が独立した立場から、業務執行の監督および牽制を効果的に実施する。
- (3) 当社は、当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行権を有する取締役から成る「経営会議」（原則毎週開催）で審議・承認、報告・了承する。なお、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社または子会社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認、報告・了承する。
- (4) 当社および子会社は、経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際し、業務分掌、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。
- (5) 当社および子会社は、「月島機械グループ企業行動指針－私たちの5つの約束」を具体化するために、「月島機械グループ企業行動基準」および各種「社内規程」（例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。
- (6) 当社は、これらの規程の実効性を担保するために、当社代表取締役社長を委員長とした「月島機械グループコンプライアンス委員会」を組織し、「グループ企業倫理担当」の取締役を同委員会の副委員長に任命して、当社および子会社への周知徹底を図る。さらに内部監査部門を組織し、また、「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」の受信者として任命する。
- (7) 当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「月島機械グループ企業行動基準」の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
- (8) 以上の実施状況を検証するため、当社の内部監査部門は規程に基づき「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。
- (2) これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後必要に応じて記録方法の見直しを図る。
- (3) これらの情報のセキュリティを高め事件や事故の発生を防止するために、「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたる。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行う。平時においてはコンプライアンス推進部門にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告する。
- (2) 大規模災害等、当社および子会社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。
- (3) 当社および子会社は、「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。
- (2) 当社および子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程により各役職の職務と権限を明確にし、職務執行を分担する。

5. 財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により2008年4月1日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、当社および連結子会社の社内体制を整え社外専門家のアドバイスを得て、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査法人による監査を受ける。

6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、自社の業務の適正を確保することを目的として、事業本部(第1線)、管理部門(第2線)、内部監査部門(第3線)から成る3線ディフェンス体制を構築し、ガバナンス・リスクマネジメント体制を整備する。また、子会社の取締役を「コンプライアンス責任者」に任命して、自社に対して「月島機械グループ企業行動基準」の指導等を行わせるとともに、「月島機械グループコンプライアンス委員会」の構成員とすることで、企業集団における業務の適正を確保する体制を整備する。
- (2) 当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。
- (3) 当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「月島機械グループ会社管理規程」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「月島機械グループコンプライアンス委員会」を組織し、同委員会を中心としたコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 上記に加え、子会社に「取締役・監査役」を派遣する。また、当社内部監査部門による「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの補助者に関する要請があれば、当該使用人の人事および取締役からの独立性に関して、取締役と監査役との間で事前協議を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令のもと、取締役の指揮命令から独立して補助業務にあたる。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。
- (2) 当社の監査役は、当社代表取締役会長・社長、監査法人と定期的に「意見交換会」を開催する。
- (3) 当社および子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (4) 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。また、当社のコンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、月島機械グループ企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社および子会社の役職員に周知する。

11. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用等を処理するために、毎年、一定額の予算を設ける。また、一定額の予算を超えて当社の監査役が当社に対し費用の前払等の請求を行った場合は、審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、遵法、リスク管理、内部統制等業務監査に力点を置いた監査を実施する。
- (2) 当社の監査役会は、当社の取締役会への牽制と独立性を保つため、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者から社外監査役を起用する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、前記内部統制システムの整備に関する基本方針の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

(1) 組織・体制に関する取組みの状況

当社および子会社では、事業本部(第1線)、管理部門(第2線)、内部監査部門(第3線)から成る3線ディフェンス体制を整備、運用しております。また、当社代表取締役社長(委員長)、グループ企業倫理担当取締役(副委員長)、各子会社のコンプライアンス責任者(メンバー)等から成る月島機械グループコンプライアンス委員会にてコンプライアンスの運用状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善を行うことで、実効性を高めております。特に重要性の高い子会社に関しては、内部監査部門、常勤監査役を設置する等、体制の強化を図っております。このような取組みの一方で、当社および子会社の全役職員が利用できる内部通報制度として、「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」を設置しております。内部通報制度においては、相談・通報者が不利益を受けない旨を運営規程に明記するとともに、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を受信者として任命し、全役職員に「企業倫理ヘルプライン利用カード」を配布して周知徹底を図り、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努めております。

(2) 規程・ルールに関する取組みの状況

企業理念を実現するための行動のあり方を「月島機械グループ企業行動指針－私たちの5つの約束」として、また、同指針に基づく具体的な一人ひとりの行動のよりどころを「月島機械グループ企業行動基準」として定めております。また、当社グループにかかる諸規程を定め、当社および子会社に示達するとともに教育を実施し、コンプライアンスの浸透を図っております。

(3) 教育に関する取組みの状況

毎年10月を月島機械グループ企業倫理月間とし、コンプライアンスに関する各種啓発活動を実施するとともに、当社および子会社の階層別研修にコンプライアンス教育を組み込み、社内研修、eラーニング等により、コンプライアンス意識の組織への浸透を図っております。

2. 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社の取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は当事業年度においては13回開催し、取締役および監査役は審議事項について活発な意見交換を行い、意思決定および監督の実効性の確保を図っております。

なお、取締役会の実効性については、取締役、監査役に対して実施したアンケート結果に基づき、分析、評価を

行っております。

また、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、月次で状況を確認・検証し、必要に応じて対策案を立案し実行に移しております。取締役会の決定事項については、職務権限規程に基づき、担当の各役職の職務と権限を明確にし、組織的かつ効率的にその執行を図っております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社および子会社の事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、「危機管理委員会」を主体に対応を図っております。

また、緊急時における迅速な対応を図るため、各種マニュアル(防災ハンドブック、緊急事態連絡マニュアル等)に危機対応の詳細を定め、周知徹底を図っております。

4. 当社および子会社における業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任することにより、子会社の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監督しております。

子会社の経営管理につきましては、当社の関連会社統括部門で子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社は当社の「月島機械グループ会社管理規程」に基づき、重要事項について、当社の主管部門に対し、事前の承認申請および定期的な報告を行っております。また当社は、四半期毎に「グループ進捗審議会」を開催し、子会社の中期経営計画に基づく年次計画の進捗状況を確認しております。

また、内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告しております。

5. 監査役による監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

当社の監査役会は常勤監査役2名を含む監査役4名で構成され、当事業年度においては監査役会を11回開催し、監査に関する事項についての協議、決議を行っております。また、それらに必要な費用の予算化も図られております。職務の執行に際しては、内部監査部門が監査役会事務局として執行の補助を行う体制をとっております。

常勤監査役は、当社代表取締役会長・社長、会計監査人と定期的に意見交換を行い、取締役会、経営会議、予算委員会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を実施するとともに、内部統制システムの整備およびその運用状況を確認しております。

また、内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に監査役に報告しております。一方、コンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」による内部通報等の状況について定期的に監査役に報告すると同時に、当社および子会社の役職員が監査役に報告を行ったことに伴って不利な取り扱いを受けることのないように、周知徹底を図っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向等を総合的に勘案しながら安定配当に努めることを利益配分の基本方針としております。

内部留保資金につきましては、長期的な展望に立った新事業開拓・育成への投資、M&A投資、新技術開発のための研究開発投資等に活用し、企業基盤の強化に取り組んでまいります。なお、当社は、機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議により行うことができる体制を整えております。また、株主還元の水準といたしましては、総還元性向30%から50%を目安として、財政状況、業績、今後の事業展開ならびに戦略投資を踏まえながら弾力的な株主還元を努めております。

当事業年度の当期純利益は、市川工場跡地の固定資産売却益により過去最高益となりましたが、売却益はすべて物流施設の信託受益権購入のために再投資をしております。これら状況を総合的に勘案し、当事業年度の期末配当金につきましては、本年5月26日開催の取締役会において、1株当たり18円と決定し、これにより、当事業年度の配当額は、中間配当金を含め1株当たり30円となります。当事業年度の総還元性向については、固定資産売却益を考慮しない利益を基準としますと、概ね30%となります。

当社は、プラント建設を生業とすることから自己資本比率50%程度を維持するなど一定の財務規律を保持しつつ、内部留保資金については持続的成長とより一層の企業価値向上を目指すための投資に活用すると共に、株主還元を実施してまいります。

- (注) 1. 事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。
2. 事業報告の千株単位の記載株式は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	80,211
現金及び預金	29,064
受取手形	863
電子記録債権	1,701
売掛金	27,108
契約資産	13,315
商品及び製品	141
仕掛品	2,962
原材料及び貯蔵品	573
その他	4,665
貸倒引当金	△185
固定資産	73,362
有形固定資産	47,189
建物及び構築物	24,040
機械装置及び運搬具	10,437
土地	7,972
リース資産	1,277
建設仮勘定	2,914
その他	546
無形固定資産	1,615
のれん	974
その他	640
投資その他の資産	24,558
投資有価証券	20,013
長期貸付金	175
繰延税金資産	2,539
その他	2,724
貸倒引当金	△893
繰延資産	0
資産合計	153,574

科目	金額
負債の部	
流動負債	43,511
支払手形及び買掛金	12,710
電子記録債務	4,788
短期借入金	6,050
1年内返済予定の長期借入金	3,742
リース債務	332
未払法人税等	1,833
契約負債	4,516
賞与引当金	2,946
完成工事補償引当金	798
工事損失引当金	641
その他	5,151
固定負債	29,114
社債	5,100
長期借入金	12,136
リース債務	404
繰延税金負債	3,414
役員退職慰労引当金	806
退職給付に係る負債	5,094
資産除去債務	838
その他	1,318
負債合計	72,625
純資産の部	
株主資本	74,710
資本金	6,646
資本剰余金	5,600
利益剰余金	63,748
自己株式	△1,284
その他の包括利益累計額	4,788
その他有価証券評価差額金	5,422
繰延ヘッジ損益	△28
為替換算調整勘定	△325
退職給付に係る調整累計額	△279
非支配株主持分	1,450
純資産合計	80,949
負債純資産合計	153,574

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	93,077
売上原価	72,675
売上総利益	20,402
販売費及び一般管理費	14,710
営業利益	5,692
営業外収益	
受取利息	79
受取配当金	563
為替差益	219
その他	174
	1,037
営業外費用	
支払利息	133
匿名組合投資損失	45
その他	47
	226
経常利益	6,502
特別利益	
補助金収入	194
固定資産売却益	5,533
投資有価証券売却益	2
その他	2
	5,732
特別損失	
解体撤去費用	309
移転費用	41
固定資産除売却損	178
特定工事損失	248
	777
税金等調整前当期純利益	11,458
法人税、住民税及び事業税	2,764
法人税等調整額	479
当期純利益	8,214
非支配株主に帰属する当期純利益	41
親会社株主に帰属する当期純利益	8,173

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,084	812	△9,272
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,446	△5,367	△920
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,324	△628	△7,953
現金及び現金同等物に係る換算差額	52	97	45
現金及び現金同等物の増減額	13,014	△5,086	△18,100
現金及び現金同等物の期首残高	20,856	33,870	13,014
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	－	11	11
現金及び現金同等物の期末残高	33,870	28,795	△5,074

○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、8億12百万円となりました（前連結会計年度は100億84百万円の獲得）。これは主に、売上債権及び契約資産の増加21億3百万円等の減少要因があったものの、棚卸資産の減少33億37百万円等の増加要因があったことによるものです。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、53億67百万円となりました（前連結会計年度は44億46百万円の支出）。これは主に、有形固定資産の売却による収入103億16百万円等があったものの、有形固定資産の取得による支出146億27百万円等があったことによるものです。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の使用した資金は、6億28百万円となりました（前連結会計年度は73億24百万円の獲得）。これは主に、短期借入金の純増60億円等があったものの、長期借入金の返済による支出53億75百万円および配当金の支払額10億55百万円等があったことによるものです。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	47,611
現金及び預金	16,824
受取手形	359
電子記録債権	360
売掛金	10,615
契約資産	11,935
仕掛品	1,427
原材料及び貯蔵品	44
未収入金	1,231
短期貸付金	2,466
その他	2,450
貸倒引当金	△105
固定資産	73,602
有形固定資産	30,904
建物	17,767
構築物	683
機械及び装置	5,798
車両運搬具	4
工具器具備品	328
土地	5,129
リース資産	1,186
建設仮勘定	5
無形固定資産	477
ソフトウェア	459
その他	18
投資その他の資産	42,220
投資有価証券	18,760
関係会社株式	10,883
関係会社出資金	143
長期貸付金	11,441
その他	1,883
貸倒引当金	△891
資産合計	121,214

科目	金額
負債の部	
流動負債	34,885
買掛金	8,013
電子記録債務	1,322
1年内返済予定の長期借入金	2,436
リース債務	295
未払金	1,415
未払費用	214
未払法人税等	1,530
契約負債	1,361
預り金	10,801
賞与引当金	685
完成工事補償引当金	462
工事損失引当金	8
その他	6,338
固定負債	20,042
社債	5,000
長期借入金	8,532
リース債務	328
繰延税金負債	3,189
退職給付引当金	1,048
その他	1,945
負債合計	54,928
純資産の部	
株主資本	60,860
資本金	6,646
資本剰余金	5,601
資本準備金	5,485
その他資本剰余金	115
利益剰余金	49,896
利益準備金	1,026
その他利益剰余金	48,869
固定資産圧縮積立金	4,631
繰越利益剰余金	44,238
自己株式	△1,284
評価・換算差額等	5,426
その他有価証券評価差額金	5,421
繰延ヘッジ損益	4
純資産合計	66,286
負債純資産合計	121,214

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		41,026
売上原価		33,029
売上総利益		7,996
販売費及び一般管理費		7,592
営業利益		404
営業外収益		
受取利息	87	
受取配当金	3,209	
為替差益	82	
その他	56	3,436
営業外費用		
支払利息	95	
支払保証料	21	
匿名組合投資損失	36	
その他	13	166
經常利益		3,673
特別利益		
補助金収入	194	
固定資産売却益	5,531	
投資有価証券売却益	1	5,727
特別損失		
解体撤去費用	309	
移転費用	7	
固定資産除売却損	10	327
税引前当期純利益		9,073
法人税、住民税及び事業税	1,180	
法人税等調整額	698	1,879
当期純利益		7,193

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

月島機械株式会社
取締役会 御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 萱嶋 秀雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 映男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、月島機械株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、月島機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

月島機械株式会社
取締役会 御中

井上 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 萱 嶋 秀 雄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 林 映 男
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、月島機械株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

月島機械株式会社 監査役会

常勤監査役 牧 虎 彦 ㊟

常勤監査役 吉 加 訓 ㊟

監 査 役 尾 内 正 道 ㊟

監 査 役 塚 野 英 博 ㊟

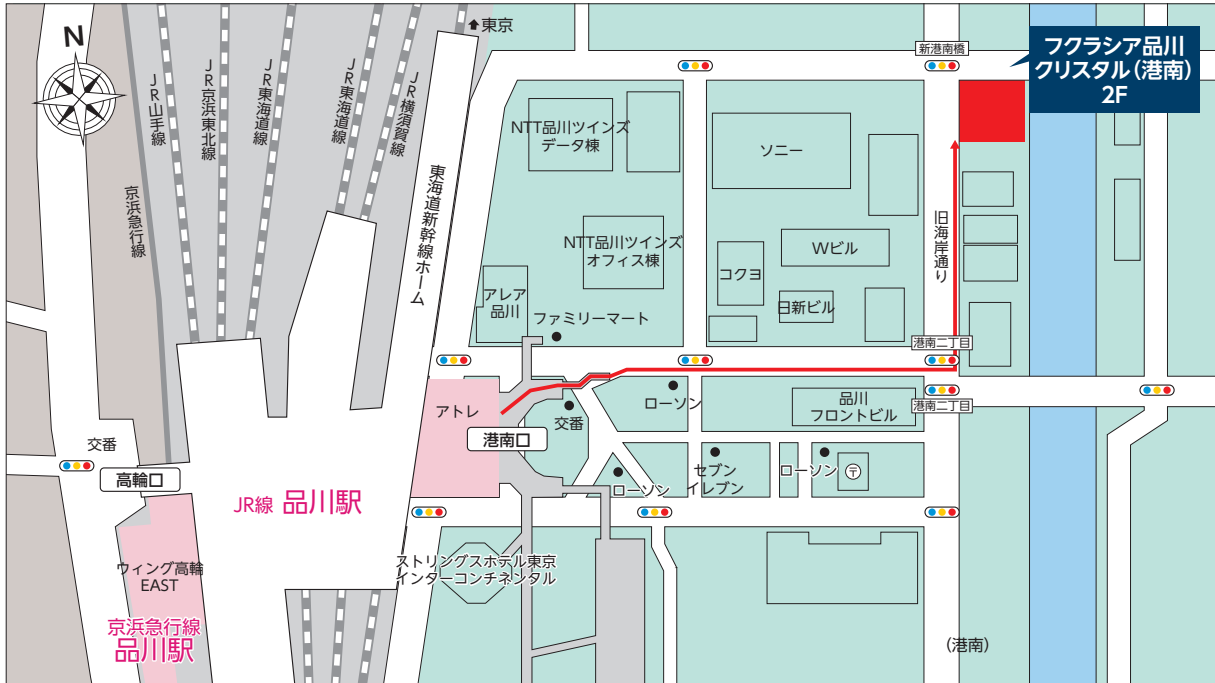
(注) 常勤監査役 吉加訓、監査役 尾内正道、監査役 塚野英博は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 メ モ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月に開催いたします。
- 基準日
定時株主総会 3月31日
期末配当金受領株主確定日 3月31日
中間配当金受領株主確定日 9月30日
- 株主名簿管理人
特別口座 口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
- 公告方法 電子公告 <https://www.tsk-g.co.jp>
(ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)
- 単元株式数 100株
- 株主優待制度
(1) 毎年3月末日の株主名簿において、1,000株以上ご所有の株主様に対し、10月中旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）4kgを送付いたします。
(2) (1)の株主様を除き、4月以降に当社株式を新規もしくは追加でご取得され、9月末日の株主名簿において合計して1,000株以上のご所有になられた株主様に対し、11月初旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）4kgを送付いたします。
(3) 毎年3月末日の株主名簿において、3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様（※）に対し、上記（1）に新米（新潟魚沼産こしひかり）2kgを追加いたします。
※「3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様」とは、3月末日の株主名簿において、同一株主番号で3年以上継続して記録されている株主様（同一の株主番号で1,000株以上を、9月末日、3月末日の株主名簿に7回以上継続して記録されている株主様）といたします。
- ホームページアドレス <https://www.tsk-g.co.jp>
(IR情報では詳細な財務情報および決算短信を掲載しております。)

株主総会会場ご案内図



〒108-0075
 東京都港区港南一丁目6番41号 芝浦クリスタル品川2階
 フラシア品川クリスタル (港南) ホールA
 電話：03-5542-1235

■ アクセス

JR品川駅 港南口から徒歩8分

京浜急行 品川駅から徒歩8分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

■ 経路

- ① JR品川駅港南口を出て、駅を背にして港南二丁目交差点までお進みください。
- ② 旧海岸通りを左折し新港南橋の交差点の横断歩道を渡り、目の前に見える芝浦クリスタル品川が入口でございます。
- ③ 低層階用のエレベーターにて、2階までお上がりください。

株主総会ご出席の皆様へのおみやげをご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。